

第10章 生活排水処理基本計画

10.1 生活排水処理の現状

本区の下水道普及率は、平成22（2010）年度以降100%となっています。したがって、区内で発生する生活排水（し尿・生活雑排水）はほぼ公共下水道で処理されていますが、一部の浄化槽汚泥、およびデスポーザー汚泥は、許可業者の収集・運搬により、清掃一組の運営する品川清掃作業所（下水道投入施設）に搬入され、固形物を取り除いた後、下水道排水基準内に希釈して下水道に放流しています。

一方、事業活動に伴って排出される「仮設便所のし尿」および「し尿混じりのビルピット汚泥」は、事業者責任の徹底の観点から民間業者による収集・処分が行われています。

10.2 生活排水処理基本計画

区は、今後とも引き続き、以下のとおり区内で発生する生活排水を適正処理していきます。また、浄化槽の定期的な保守点検等の指導や、飲食店や一般家庭に対して、食用油を排水口に流さないよう広報活動するなど、区民・事業者に対する広報・啓発活動を行っていきます。

(1) 浄化槽汚泥の収集・運搬および処分

区内で発生する浄化槽汚泥（デスポーザー汚泥を含む）は、許可業者による収集運搬を継続します。収集された浄化槽汚泥は、清掃一組の下水道投入施設（品川清掃作業所）で処理を行い、公共下水道に投入します。

なお、下水道投入施設における残さ・しさは焼却処理、沈砂は埋立処分を行います。

(2) 事業者の責任による処分

事業活動に伴って排出される「仮設便所のし尿」および「し尿混じりのビルピット汚泥」は、事業者責任に基づく処理を徹底します。